

2021年3月

お客様 各位

(一財)日本建築総合試験所
試験研究センター

試験依頼書への社印不要のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊法人業務につきまして、格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊法人 試験研究センターでは、お客様から試験等をお申込みいただく際に、弊所所定の試験依頼書（試験申込書など関係書類も含む）を提出いただいております。

試験依頼書は契約書および請書に代わるものであり、社印の押印をお願いしておりましたが、社印が無くとも契約の効力に影響は生じないとの見解*が示されたことから、これまでお客様にご負担をおかけしておりました社印の押印を2021年4月1日から不要といたします。

また、これを機に[試験等業務約款](#)（発効：同年4月1日）を新設いたしましたので、皆様への周知といたしまして弊所ホームページに掲載しておりますので、合わせてお知らせ申し上げます。

なお、新様式の試験依頼書は同年4月1日から、弊所ホームページよりダウンロードいただけますが、しばらくは、現様式の試験依頼書をご使用いただいても差し支えございません。

これからも変わらぬご利用を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

注）*：『押印についてのQ&A』：令和2年6月19日付、内閣府・法務省・経済産業省

【お問い合わせ先】

(一財)日本建築総合試験所 事務局 総務部 業務課

TEL 06-6872-0391

以上